東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱

27福保高計第336号 平成27年10月27日 最終改正 3福保高計第465号 令和4年1月6日

1 通則

本事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「法」という。)第6条に基づき、東京都地域医療介護総合確保基金条例(平成26年条例第179号)により、東京都(以下「都」という。)に設置する東京都地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)の範囲内において介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する支援を実施するものとし、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱(令和3年11月4日付厚生労働省発医政1104第1号・厚生労働省発老1104第1号・厚生労働省発保1104第1号の別紙)、平成27年度地域介護対策支援臨時特例交付金交付要綱(平成28年2月23日付厚生労働省発老0223第2号)及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙、令和3年12月21日付医政発1221第7号・老発1221第1号・保発1221第2号により一部改正)の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

2 目的

本事業は、介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する支援を実施することにより、介護サービス提供体制の整備の促進と介護人材の安定した確保・育成・定着を図ることを目的とする。

3 実施主体

本事業の実施主体は、都、区市町村及び都知事の指定した法人とする。

4 事業実施計画の策定

- (1) 都は、法第4条第1項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保 のための事業の実施に関する計画(以下「都計画」という。)を策定する。
- (2) 区市町村は、法第5条第1項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(以下「区市町村計画」という。)を策定し、都に提出するものとする。

5 対象事業

本事業の対象は、4に規定する都計画及び区市町村計画に基づく次の事業とする。

(1) 介護施設等の整備に関する事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

区市町村が、別表 1-1 に掲げる地域密着型サービス等の施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の別表 1-2 に掲げる整備に要する費用及び地域密着型サービス等の事業に必要な設備の整備等に要する費用を補助する事業

また、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上 権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃 借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人 が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、別表1-1に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定めるに掲げる介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、別表2-1に掲げる広域型施設1施設の別表2-2に掲げる整備内容(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。)を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、 同一敷地内又は近接の設置に限定されない。 また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

ウ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表3に掲げる対象施設を都内に設置する民間事業者及び区市町村に対し、

- ・ 当該施設等の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床
- ・ 介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換(改修 等を伴わずに転換する場合を含む。)
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提 供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等) やサテライト型事業所の設置

の際に必要となる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等(以下「開設準備経費」という。)について都が補助する事業及び都から交付された補助金を財源の全部又は一部として区市町村が民間事業者の開設準備経費を補助する事業

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時 (再開設時)」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援 事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再 度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊(罹災証明書の交付に係る被害認定による等)し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと (法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。)。
- エ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援 別表3に掲げる介護施設等において、別表1-2の表中(1)又は(2)に該当 する大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、5(2)フ (イ)の介護ロボット導入支援事業及び(ウ)のICT導入支援事業において対象 となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間 中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象 とならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

オ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業 区市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組 むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ(地域のつ ながり)の構築を支援することを目的とする。

実施主体は、区市町村とする。区市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、区市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

- (ア) 別表3に掲げる介護予防拠点((1)アの助成を受けているかは問わない。) における、
 - ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費(例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費)
- ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に 対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費 を支援する事業を対象とする。
- (イ)体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する 意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づく りに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組 の中で防災の要素も取り入れて実践する(例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難 所を訪問して回る)等の事業の実施は必須とする。
- (ウ) 本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。
- カ 定期借地権設定のための一時金の支援事業

別表4に掲げる本体施設を対象施設として都内に設置する民間事業者に対し、当該施設等用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金 (賃料の前払いとして授受されたものに限る。)について、都が民間事業者に補助する事業及び都から交付された補助金を財源の全部又は一部として区市町村が民間事業者に補助する事業 また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃 借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人 が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設に合築・併設する施設の敷地にかかる一時金について、都から 交付された補助金を財源の全部又は一部として区市町村が民間事業者に補助する事 業

キ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

別表 5 に掲げる施設 (いずれも、定員規模は問わない。) のユニット化改修等に要する経費を支援する事業

ク 介護施設等における看取り環境整備推進事業

別表 5 に掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りと しての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用す ることを可能とする。

ケ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を 営むことができるように支援するため、別表5に掲げる共生型サービスの指定を受 けた介護保険事業所(本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業 所及び創設する事業所を含む。)において、障害者や障害児を受け入れるために必 要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

コ 民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人 等(以下「介護施設等整備法人等」という。)のマッチングを行うための経費を補助 する事業

実施主体は、都及び区市町村とする。

なお、都及び区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。委託により事業 を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、地域の介護の 需給状況を十分に把握した上で委託すること。

(ア) 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

- a 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、 介護施設等の実施に適当な場所(地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、 各種関係法令との整合性に問題がない等)であることの確認を行った上で、選 定を行うこと。
- b a で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望 する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人(過去の決算 書、監査の結果に重大な指摘がない等)であることの確認を行った上で、選定 を行うこと。
- c 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。
- d 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。
- e 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

(イ) 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

- a 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不 動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
- b 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、 区市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明ら かにした上で行うこと。
- c 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適 切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、 民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用する

など効率的な事業実施に努めること。

- d 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定 した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望まし いこと。
- e 介護施設等の用に供することが決定した際には、(ア) の活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。
- (ウ) 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを区市町村又は介護施設等に配置する。

- a 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- b コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、区市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の 状況に関する情報の共有など区市町村と連携するととともに、区市町村は必要 に応じ介護施設等の支援を行うこと。
- c 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の 補助対象とはしない。
- サ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
- (ア) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

別表7に掲げる介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、 ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効で あることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う 事業

- (イ)介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費 支援事業
 - a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄 関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置 するための事業を対象とする。
 - b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを 目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。
 - c 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備(2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための事業を対象とする。

(ウ) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

別表7に掲げる介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修をするための事業を対象とする。

シ 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、別表8-1に掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)の事業者が別表8-1に掲げる当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舎を整備(別表8-2に掲げる整備内容をいう)するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、別表8-1に掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況 その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在す る市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとするこ と。
- (ウ) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は 近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、別表8-1に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲 (定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所 (サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

(オ) 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

(2) 介護従事者の確保に関する事業

- ア 介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)
- イ 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業
- ウ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業
- エ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業
- オ 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業
- カ 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業
- (ア) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業
- (イ) 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業
- (ウ) 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業
- キ 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業
- ク 介護未経験者に対する研修支援事業
- ケ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業
- コ 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進
- サ 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業
- シ 多様な人材層(若者・女性・高齢者)の参入促進事業
- (ア) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業
- (イ) 介護現場における多様な働き方導入モデル事業
- ス 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業
- (ア) 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一定的支援事業
- (イ) 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業
- (ウ) 介護の周辺業務等の体験支援
- (エ) 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業
- セ 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業
- ソ 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業 以下の(ア)及び(イ)の実施に当たって、その他必要な事項については、国が 別に定める通知に基づくものとする。
- (ア) 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業
- (イ) 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

- タ 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業
- (ア) 福祉系高校修学資金貸付事業
- (イ) 介護分野就職支援金貸付事業
- チ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
- (ア) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
- (イ) 介護キャリア段位普及促進に係るアセッサー講習受講支援事業
- (ウ) 介護支援専門員資質向上事業
- ツ 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業
- テ 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業
- ト 各種研修に係る代替要員の確保対策事業
- ナ 潜在介護福祉士の再就業促進事業
- ニ 離職した介護人材ニーズ把握のための実態調査事業
- ヌ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等
- (ア) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業
- (イ) チームオレンジコーディネーター研修等事業
- ネ 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業
- ノ 権利擁護人材育成事業
- (ア) 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業
- (イ) 介護サービス相談員育成に係る研修支援事業
- ハ 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業
- ヒ 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業
- フ 介護職員長期定着支援事業
- (ア) 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業
- (イ) 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業
- (ウ) 若手介護職員交流推進事業
- へ 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業
- ホ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 以下の(イ)から(エ)までの実施に当たって、その他必要な事項については、 国が別に定める通知に基づくものとする。
 - (ア) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業
 - (イ)介護ロボット導入支援事業
 - (ウ) I C T 導入支援事業
 - (エ) 介護事業所に対する業務改善支援事業
 - ① 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成
 - ② 都が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成
 - (オ) 介護事業所における両立支援等環境整備事業

- マ 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業
- ミ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業
- ム 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ベビーシッター派遣等)事業
- メ 子育て支援のための代替職員のマッチング事業
- モ 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業
- ヤ 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確 保事業
- ユ 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

6 対象除外

次に掲げる場合は、本事業の対象としない。

- (1) 5 (1) ア及びキ並びに(2) に掲げる事業
 - ア 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している 事業である場合
 - イ 職員の宿舎、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
 - ウ その他介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する事業として適当と認めら れない場合
- (2) 5 (1) ウに掲げる事業
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる 場合
 - イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
 - ウ 社会通念上適当と認められない経費に充てる場合
- (3) 5 (1) カに掲げる事業
 - ア 保証金として授受される一時金である場合
 - イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受された一時金である場合
 - ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
 - エ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合

7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の目から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年2月23日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

ただし、令和2年1月16日から同年3月9日までの間は、緊急的に着手せざるを得ないと知事が認める場合に限り補助対象とする。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日(介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については令和2年4月30日)から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日(介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業及び介護施設等における防災リーダー養成等支援事業については令和3年1月28日)から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

別表1-1

地域密着型サービス施設等の整備

- ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- 小規模な介護老人保健施設
- 小規模な介護医療院
- ・小規模な養護老人ホーム
- ・小規模なケアハウス(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。)
- ·定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所
- · 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- 介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- 緊急ショートステイ
- 施設内保育施設
- ・小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安全確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。別表3及び別表8を除いて以下同じ。))

介護施設等の合築等

上記の地域密着型サービス施設等の事業対象施設と合築・併設

空き家を活用した整備

- ・認知症高齢者グループホーム
- · 小規模多機能型居宅介護事業所
- ·看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター

注)施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、 増床する場合には、配分基礎単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で 助成することが出来る。

別表 1 - 2

整備区分	整備内容
創 設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること(一部改築を含む。) ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

別表 2-1

大規模修繕・耐震化の対象施設

- ・広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム
- ・広域型 (定員30人以上) の介護老人保健施設
- ・広域型(定員30人以上)の介護医療院
- ・広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム
- ・広域型(定員30人以上)の軽費老人ホーム

別表 2 - 2

大規模修繕 ※一定年数は、おおむね10年とする。

整備区分	整備内容
(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修 や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2)施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設 ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3)施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備造工事
(4)避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5)環境上の条件等により必要 となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6)消防法及び建築基準法等 関係法令の改正により新たにそ の規定に適合させるために必要 となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたこ伴い、新たに必要となる設備の整備
(7)消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指れた豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8)土砂災害等に備えた施設の一 部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されているため の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9)施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10)その他施設における大規模な 修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事
整備区分	整備內容

耐震化

整備区分	整備内容
(11)耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工 事

介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費

定員30名以上の広域型施設等

- ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- · 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・養護老人ホーム
- ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、 特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)

定員29名以下の地域密着型施設等

- ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- 小規模な介護老人保健施設
- ・小規模な介護医療院
- ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・認知症高齢者グループホーム
- · 小規模多機能型居宅介護事業所
- ·看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・小規模な養護老人ホーム
- 施設内保育施設

介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)

- · 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ・ケアハウス
- ・有料老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- ・認知症高齢者グループホーム
- · 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・生活支援ハウス
- ・サービス付き高齢者向け住宅

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費

定員30名以上の広域型施設等

- ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- · 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・養護老人ホーム
- ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、 特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

定員29名以下の地域密着型施設等

- ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- ・小規模な介護老人保健施設
- 小規模な介護医療院
- ・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- · 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- · 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護事業所
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・小規模な養護老人ホーム
- · 施設内保育施設

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費

介護予防拠点

本体施設

定員30名以上の広域型施設

- ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- 介護老人保健施設
- · 介護医療院
- ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・養護老人ホーム
- ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、 特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

定員29名以下の地域密着型施設等

- ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- ・小規模な介護老人保健施設
- 小規模な介護医療院
- ・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ・認知症高齢者グループホーム
- · 小規模多機能型居宅介護事業所
- · 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・都市型整備老人ホーム
- ・小規模な養護老人ホーム
- · 施設内保育施設
- ・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

合築・併設施設

定員29名以下の地域密着型施設等

- · 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- 介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ

1 既存施設のユニット化改修

「個室→ユニット化」改修

「多床室→ユニット化」改修

- (1) 特別養護老人ホームのユニット化
- (2) 介護老人保健施設のユニット化
- (3) 介護医療院のユニット化
- (4) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設
 - · 介護老人保健施設
- · 介護医療院
- ・ケアハウス
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- 2 特別養護老人ホーム (多床室) のプライバシー保護のための改修
- 3 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象と する。)
 - · 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - ケアハウス
 - ・有料老人ホーム
 - ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
 - ・認知症高齢者グループホーム
 - · 小規模多機能型居宅介護事業所
 - · 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・生活支援ハウス
 - ・高齢者の居住安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定によ
 - り登録されている賃貸住宅
- 4 介護施設等の看取り環境の整備
 - ・特別養護老人ホーム
 - · 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - ・養護老人ホーム
 - ・軽費老人ホーム
 - ・認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - ·看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、 特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 5 共生型サービス事業所の整備
 - ・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。)
 - ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。)
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - · 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

民有地マッチング事業

- ・土地所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援
- 整備候補地等の確保支援
- ・地域連携コーディネーターの配置支援
- 注)介護施設等とは、カ 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業 ・特別養護老人ホーム · 介護老人保健施設 介護医療院、介護療養型医療施設 養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 · 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 ・特別養護老人ホーム · 介護老人保健施設 • 介護医療院、介護療養型医療施設 養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム · 小規模多機能型居宅介護事業所 · 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 ・特別養護老人ホーム · 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 · 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム • 短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表8-1

介護職員の宿舎施設整備事業
 ・特別養護老人ホーム
 ・介護老人保健施設
 ・介護医療院
 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
 ・認知症高齢者グループホーム
 ・小規模多機能型居宅介護事業所
 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表8-2

整備区分	整備内容
創 設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。) ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)※1、※2について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で 工事を伴うものであること。